

指定期間満了に伴う施設の指定管理者について

1 指定管理者制度継続予定施設名

越谷市越谷駅東口駐車場（都市整備部市街地整備課所管）

平成24年6月1日から平成27年3月31日までの指定期間満了に伴う施設

2 公募・随意指定の別とその理由

随意指定

随意指定予定団体：株式会社越谷ツインシティ

（理由）

越谷駅東口駐車場の指定管理者には、以下の理由により株式会社越谷ツインシティを随意指定するものです。

①本駐車場は、越谷駅東口市街地再開発事業として、商業施設や公益施設とともに整備されたもので、それぞれの建物は連絡通路でつながり一体的な利用を想定した構造になっている。そのため、駐車場の管理は、再開発ビル全体の効率的運営を図るため、同ビルを管理する当該事業者が一体的に行う必要がある。

②再開発ビルには複数の店舗等が入居しているため、当該事業者が消防法に定められた統括防火管理者及び統括防災管理者となっており、火災やその他の災害が発生した際には、駐車場を含めた全施設の総合的な防火、または防災対策を講ずることができる。

③当該事業者は地元の商店主などの権利者で組織されており、地域と密接なつながりがある。そのため、地元自治会や商店会等とも連携を図り、地域で開催されるイベントなどの際の駐車場確保、ひいては周辺道路の渋滞解消など、地域貢献に資する。

3 指定期間とその理由

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで（5年間）

（理由）

- ・サービス提供の継続性と安定性、指定管理者の初期投資におけるリスク軽減、就労の継続性などを勘案し、指定期間を5年間とするものです。

4 随意指定申請要項(案) 別添のとおり

越谷市越谷駅東口駐車場
指定管理者随意指定申請要項（案）

平成26年8月

越谷市

1 指定管理者の随意指定の理由

越谷市越谷駅東口駐車場（以下「駐車場」という。）は、越谷駅東口第一種市街地再開発事業により建設された建物のうち駐車場を市が所有し、道路交通の円滑化を図るとともに、都市機能の増進及び地域経済の振興に資する目的で設置した施設です。

市では、この駐車場を管理するにあたり、再開発ビルの商業関連施設と連携した、民間ならではのきめ細やかな質の高いサービスを提供するため、指定管理者制度を活用することとしました。指定管理者については、商業棟と駐車場を一体的に管理する必要があることから、(株)越谷ツインシティを随意指定するものです。

2 施設の概要

名称	越谷市越谷駅東口駐車場
位置	越谷市弥生町16番3号
沿革	平成24年6月開設
用途	駐車場（自走式）
構造	鉄骨造地上5階建て
敷地面積	3,124.46㎡
延べ床面積	9,989.13㎡
建築面積	2,493.08㎡
建物管理床面積	12,459.10㎡
植栽等管理面積	631.38㎡
収容台数	駐車台数 409台（四輪自動車403台、二輪自動車等6台）
供用日	1月1日から12月31日まで
供用時間	午前零時から午後12時まで
主要設備等	管理室、便所、エレベーター、自動ドア、消火設備、給排水設備、換気設備、駐車場管制設備、監視カメラ設備、急速充電器等

3 指定管理者が行う業務内容及び管理基準

業務内容及び管理基準については、別添「越谷市越谷駅東口駐車場管理業務仕様書」を参照してください。

なお、業務内容の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、書面により事前に市の承諾を受けたうえで第三者に委託し、又は請け負わせることができます。

4 指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間で予定しています。ただし、この期間は市議会での議決により確定することになります。

5 管理に要する経費

駐車場の管理については、地方自治法第244条の2第8項により利用料金を指定管理者自らの収入として収受する「利用料金制」を採用します。

指定管理者は、利用者が支払う利用料金をもって施設を運営します（消費税及び地方消費税を含む。）。したがって、市から指定管理者に対し駐車場の管理に要する委託料は支払いません。

管理経費の項目は、別添「越谷市越谷駅東口駐車場管理業務仕様書」を参照してください。

指定管理者は、毎年度の収支決算を報告し、利用料金収入の一部を駐車場収益納付金として市に納付していただきます。納付額の割合等については、年度ごとに別途年度協定に定めます。

利用料金収入が駐車場の管理経費を下回った場合でも、市は補填しません。

6 申請資格等

(1) 申請資格

指定管理者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次のいずれにも該当しない法人等とします。なお、法人等は、株式会社、任意団体等の組織の形態を問いません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する法人等

イ 市から指名停止処分を受けている法人等

ウ 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人市民税を滞納している法人等

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更正又は再生手続を行っている法人等

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

カ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等

キ 代表者等（法人にあつてはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあつてはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等

※上記ウの法人市民税について越谷市に納税している場合は、納税担当課に照会しますので、納税証明書は不要です。

※上記オからキまでについて埼玉県警察本部に照会することがあります。

7 申請等の手続き

(1) 提出書類

駐車場の指定管理者の指定を受けようとする法人等は、下記に掲げる書類を提出し、申請してください。

ア 指定管理者指定申請書（様式1）

イ 誓約書（様式2-1）

ウ 同意書（様式2-2）

エ 越谷市越谷駅東口駐車場指定管理者事業計画書（様式3-1～2-2）及び指定予定期間内の年度ごと並びに全体の収支計画書（様式4）

※収支計画書は、消費税率8%で作成してください。

オ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

カ 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における法人等に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録並びにその他経営の状況を明らかにする書類

キ 申請書を提出する日の属する事業年度における法人等に関する事業計画書及び収支予算書

ク 役員名簿（役職名、氏名（フリガナ）、生年月日、性別及び住所が記載されているもの。）

※申請時に提出したものに変更があった場合はその都度提出すること。指定管理者の指定を受けた法人等については、指定期間においても同様とする。

ケ 納税証明書

- ・法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書 その3の3（税務署にて発行）
- ・法人市民税の納税証明書（納税市にて発行。越谷市に納税している場合は不要。）

コ 印鑑証明書

サ 法人等のパンフレット

シ 提出書類のうち該当のないものについての申立書（様式5）

ス この要項、仕様書等に関する質問は、平成26年8月8日（金）までに質問票（様式6）を提出してください。

(2) 提出部数

正本1部及び副本10部（副本は複写可とします。）

(3) 提出方法

14に記載する場所まで持参してください。

(4) 提出期間

平成26年8月1日（金）から平成26年8月15日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。）

(5) 提出書類の著作権、情報公開

ア 法人等の提出する事業計画書等の著作権は、当該申請を行う法人等（以下「申請者」という。）に帰属します。ただし、市は指定管理者の公表等必要な場合は、事

業計画書等の内容の全部又は一部を使用できるものとします。

イ 提出された書類は、情報公開の請求により公開することがあります。

(6) 申請に当たっての留意事項

ア 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

イ 申請一法人等又は一共同事業体につき、申請は一件とします。

ウ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。

エ 提出された書類の内容を変更することはできません。

オ 提出された書類は返却しません。

カ 必要に応じ追加資料の提出をお願いすることがあります。

キ 関係法令を承知の上で申請してください。

ク 申請者は、書類の提出をもって本申請要項及び仕様書等の記載内容を承諾したものとみなします。

ケ 指定申請書提出後に辞退する場合は辞退届（様式7）を平成26年9月30日（火）までに提出してください。

8 審査及び選定

(1) 選定方法

越谷市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）において、貴団体から提出された書類の審査等の結果をもとに承認決定を行います。

(2) 選定基準

選定基準は、次のとおりです。

ア 利用対象者の平等利用が確保できるものであること。

イ 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書の内容に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

エ その他市長が定める基準

(3) 選定結果

選定結果は、平成26年10月31日（金）までに申請者に書面で通知します。

9 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

ア 指定管理者の指定には、市議会の議決が必要となります。8で選定した法人等を「指定管理者の候補者」として市長が決定のうえ、平成26年12月定例会市議会（予定）に指定の議案を上程し、指定の議案の議決後に指定管理者として指定します。

イ 市議会にて指定の議案の議決が得られない等の場合においても、申請者が申請準備のために支出した費用については、補償しません。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定後、市と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基

準に関する細目的事項等について協議の上、協定を締結します。なお、協定の主な内容及びリスク分担の考え方は、別添「越谷市越谷駅東口駐車場管理業務仕様書」を参照してください。

(3) 指定後の留意事項

ア 指定管理者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

イ 指定管理者が指定管理者としての業務を開始する前において、財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

10 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告しなければなりません。
- (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに市に報告しなければなりません。
- (3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定めます。

11 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合、市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。
この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合、市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合、市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (3) (1)又は(2)により、指定管理者の指定の指定を取り消された場合、指定管理者は、市に生じた損害を賠償しなければなりません。
- (4) 不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合、市と指定管理者は、事業継続の可否について協議するものとします。
- (5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めます。

12 申請資格の欠格条項に該当することになった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者は、6(1)申請資格のアからキまでに掲げる要件に該当することになった場合には、速やかに市に報告しなければなりません。

6(1)申請資格のアからエまでに該当することになった場合、市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合、市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。

6(1)申請資格のオからキまでに該当することになった場合、市は、直ちに指定管理者の指定を取り消すことができます。

なお、上記の措置は、指定管理者からの報告を待たず、市が実地調査等により6(1)申請資格のアからキまでに掲げる要件に該当することを確認した場合もまた、同様とします。

(2) (1)又は(2)により、指定管理者の指定を取り消された場合、指定管理者は、市に生じた損害を賠償しなければなりません。

13 スケジュール

月 日	内 容
8月 1日～8月 15日	申請要項配布
8月 1日～8月 8日	質問事項の受付
8月 1日～8月 15日	申請書の受付
8月 13日	質問事項の回答
8月中旬～10月上旬	申請書類の審査・評価等
10月中旬	指定管理者の候補者選定
10月下旬	指定管理者候補者の選定結果通知
12月中旬	指定の議案の議決（市議会12月定例会）
12月下旬	指定管理者の指定通知
3月下旬	基本協定・年度協定の締結

14 問い合わせ先

〒343-8501

越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

越谷市都市整備部市街地整備課

電 話 048-963-9231（直通）

ファクシミリ 048-965-0948

電子メール 10113200@city.koshigaya.saitama.jp

15 添付書類

- (1) 様式集
- (2) 越谷市越谷駅東口駐車場平面図（参考図）
- (3) 越谷市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
- (4) 越谷市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- (5) 越谷市越谷駅東口駐車場設置及び管理条例
- (6) 越谷市越谷駅東口駐車場設置及び管理条例施行規則
- (7) 越谷市越谷駅東口駐車場管理業務仕様書

越谷市越谷駅東口駐車場管理業務仕様書（案）

平成26年8月

越谷市

越谷市越谷駅東口駐車場管理業務仕様書（案）

越谷市越谷駅東口駐車場（以下「駐車場」という。）の指定管理者が行う業務内容及び範囲はこの仕様書による。

1. 趣旨

本仕様書は、駐車場の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2. 管理運営に関する基本的な考え方

- (1) 施設及び付属設備等を常に最良の状態に保つこと。
- (2) 施設の機能、効用を最大限に発揮させること。
- (3) 市民の平等利用の確保に努めること。
- (4) 市民・利用者の立場に立ったサービスの向上に努めること。
- (5) 管理運営経費節減に努めること。
- (6) 法令等を遵守すること。
 - ・ 地方自治法
 - ・ 越谷市越谷駅東口駐車場設置及び管理条例・同施行規則
 - ・ 越谷市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例・同施行規則
 - ・ 越谷市個人情報保護条例・同施行規則
 - ・ 越谷市情報公開条例・同施行規則
 - ・ その他関係法令等
- (7) 常に善良な管理者の責任をもって管理運営に努めること。

3. 駐車場の施設概要

(1) 建物等の概要

・用途	駐車場（自走式）
・構造	鉄骨造 地上5階建て
・敷地面積	3, 124.46 m ²
・延べ床面積	9, 989.13 m ²
・建築面積	2, 493.08 m ²
・建物管理床面積	12, 459.10 m ²
・植栽等管理面積	631.38 m ²
・収容台数	409台（四輪自動車403台、二輪自動車等6台）

- ・ 主要設備等 管理室、便所、エレベーター（2台）、自動ドア、消火設備、換気設備、給排水衛生設備、監視カメラ設備、電気自動車用急速充電器等
- ・ 駐車場管制設備 出庫警報システム、満車管理システム、場内誘導システム、在車管理システム（1階のみ）、データ集計システム、バイクロックシステム等

（2）供用日等

- ・ 供用日 1月1日から12月31日まで
- ・ 供用時間 午前零時から午後12時まで（24時間供用）
- ・ 供用休止 駐車場の補修、震災時における安全確保等のため一般の利用に供することができないと判断される場合、市長の承認を得て、駐車場の全部又は一部の供用を休止できる。

4. 管理業務の内容

（1）運營業務

- ① 駐車場**利用**料金等徴収業務
- ② 定期駐車券、回数駐車券等の販売業務
- ③ 案内、誘導、巡回等の安全管理・防犯警備業務
- ④ 利用者のニーズ掌握に関する業務
- ⑤ 経営管理業務
- ⑥ ホームページ等による広報活動業務
- ⑦ その他運営に必要な庶務業務
 - ・ **利用**料金の集計、各種支払い等の会計事務
 - ・ 利用台数等の統計事務
 - ・ 定期報告書（月次）及び事業報告書等の作成事務
 - ・ 光熱水費等の支払い事務
 - ・ 備品の購入・管理、消耗品等の購入及び在庫管理事務
 - ・ 施設の利用促進に関する事務
 - ・ 分析、調査に関する事務
 - ・ 事業計画書及び収支計画書の作成事務
 - ・ 市等関係機関との連絡調整、関係法令等に伴う必要な諸手続き
 - ・ その他管理上必要となる業務

※ 毎月の利用状況（利用者数と**利用**料金等）に関する報告をまとめ、翌月10日までに報告してください。

(2) 維持管理業務

① 建築物及び建築設備保守管理業務

建築物及び建築設備（電気設備、機械設備等）の日常の運転、監視、点検、保守、修繕、その他法令点検等の一切の保守管理を行うこと。

② 駐車場設備保守管理業務

料金精算機、発券機、カーゲート機器等の日常の運転、監視、点検、保守、修繕等の一切の保守管理を行うこと。

③ 駐車場機械警備維持管理業務

カーゲート遠隔操作時安全確認用カメラを出庫ゲート（1箇所）に設置するなど、無人管理時間帯における適切な駐車場の維持管理を行うこと。

④ 清掃・環境衛生業務

建物内外及び敷地部分の清掃を定期的に行うこと。

また、施設内で発生したゴミは、越谷市の分別法により適切な処理を行うと共に、リサイクル等の資源循環や再生資材等の推進に努めること。

⑤ 植栽管理業務

地上部の植栽及び屋上緑化について、定期的な管理を行うこと。

⑥ 防災防火管理業務

消防法等の関係法に基づき、適正な防災防火管理業務を行うこと。

(3) 職員の配置

管理室職員の常勤時間は、原則8：00～23：00とし、それ以外の時間は機械設備による無人管理とします。誘導員の配置時間は実情に応じて決定してください。なお、管理室職員の常勤時間や無人管理の時間を変更する場合は市と協議してください。

駐車場の配置要員は、次の基準を参考に配置して下さい。

要員配置箇所	通常日
管理室職員（現場責任者）	1名以上
誘導員（場内誘導等）	必要に応じて配置
防火管理者（甲種） ※防災管理者兼任	（1名）
電気主任技術者 （3種）	（1名）
必要最低人数	1名以上

① 防火防災管理者、電気主任技術者など必要な有資格者を適正に配置すること。

※電気事業法に基づく、保安管理業務については、別途定める覚書、保安規定によるものとする。

② 利用者の受付・案内、安全確保、機械設備運転保守管理等、各業務における責任体制を確立すること。現場責任者は管理室職員としてもよい。

③ 年末年始等で繁忙期となる場合については、利用者の安全を確保する上で、適切な警備・誘導體制を確立すること。

④ 職員の勤務形態は、利用者の安全性や施設の管理運営に支障がないよう配慮するとともに、利用者の要望等にも応えられるものとする。

⑤ 職員の資質を高めるため、研修を実施するとともに施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

⑥ 職員等の採用にあたっては、できるだけ市内在住者の雇用に努めること。

(4) 保険の加入

指定管理者は、賠償保険等、必要な保険に加入すること。

なお、建築物に対する火災保険、施設賠償責任保険については、市が加入します。

5. 管理業務に要する経費

(1) 管理経費の額

管理経費は年度協定書に定めた額を上限とし、市は管理経費を支払わない。

(2) 管理経費

- ・ 人件費：常勤職員、非常勤職員等
- ・ 光熱水費：電気料金、上下水道料金等
- ・ 設備等保守点検費：消防設備、電気設備、空調設備、駐車場管制設備等
- ・ 清掃・植栽管理・警備等：清掃費、植栽管理費、警備費、誘導員費、集金業務等
- ・ 施設維持修繕費
- ・ 管理費：印刷製本費、通信費（電話、ファクシミリ、機械警備通信費、事務用パソコンのインターネット使用に係る費用、切手代等）、旅費、消耗品費（事務消耗品、安全管理用品、印刷インク、発券用紙等）、備品購入費、賃貸料（コピー機、NHK放送受信料、AED等）、廃棄物処分費、ホームページ作成に関する費用等

(3) 管理口座及び区分経理

経費は、原則として法人自体の口座とは別の口座で管理すること。

また、管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分すること。

(4) 指定管理者の精算

指定管理者は、年度ごとに収支報告を行い、年度終了後に事業報告書を提出すること。

(5) 利用料金制度の採用

駐車場は、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を適用する。

6. リスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、概ね次表のとおりとし、詳細は協定書で定める。

項目	内容	負担者	
		指定管理者	越谷市
天災のほか、不可抗力への対応、それらの事由による事業の中止など	天災、暴動等への対応、その他市や指定管理者の責めに帰すことができない事由による事業の中止、延期、変更	(協議)	
税制の変更	指定管理業務に直接影響を及ぼす新税の創設、税制改正によるもの	(協議)	
	上記以外の新税の創設、税制改正によるもの	○	
金利、物価の変動	金利の変動、物価の変動によるもの	○	
労働安全衛生管理	労働安全衛生管理に関すること	○	
事故・火災による施設、設備、備品等の損傷	管理上の瑕疵による施設、設備、備品等の損傷	○	
	上記以外による施設、設備、備品等の損傷		○
第三者への損害賠償	管理上の瑕疵により損害を与えた場合	○	
	上記以外により損害を与えた場合		○
施設の修繕	施設の軽微な修繕 (1件50万円未満のもの)	○	
	経年変化による補修・大規模修繕等 (1件50万円以上のもの)		○

7. 指定管理者選考後の手続き

指定管理者の指定の後に市と指定管理者は、指定期間内の指定管理業務に関する包括的な事項を定めた「基本協定」及び各年度の実施事項を定めた「年度協定書」を締結する。

(1) 「基本協定」の内容

- ・ 指定(協定)期間
- ・ 指定管理業務の内容
- ・ 事業計画書の提出に関する事項
- ・ 物品類の使用、帰属に関する事項
- ・ リスク分担
- ・ 個人情報の保護に関する事項
- ・ 事業実績報告書に関する事項
- ・ その他

(2) 「年度協定」の内容

- ・ 当該年度の事業計画に関する事項
- ・ 当該年度の管理経費に関する事項
- ・ 駐車場収益納付金に関する事項
- ・ その他

8. 非常事態時における指定管理者の対応

- (1) 指定管理者は、火災、事故及び犯罪等の非常事態の発生防止に努めること。
- (2) 非常事態時に備えた危機管理マニュアルを整備するとともに、年1回以上の訓練を実施すること。また、責任者を明確にするとともに、迅速な対応が図れる連絡網を整備すること。
- (3) 利用料金の現金、書類等の盗難に対する十分な対策を講じること。
- (4) 万一の場合に備えAED（自動体外式除細動器）及び関連機器を施設内の適切な場所に設置しておくこと。管理運営に携わる職員等は、常時適正に使用できるように使用法を習得しておくこと。

9. 文書の管理及び情報公開

(1) 文書管理

指定管理業務に係る文書（電磁的記録を含む。以下同じ）について、ファイリングシステムに準じた方法により整理・保存すること。

(2) 情報公開

指定管理者が保有する文書について、市に越谷市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、対象となる文書の写しを市に提供すること。この場合、市は、同条例に基づき公開・非公開の処理を行う。

10. 利用者への対応

- (1) 指定管理者は、利用者の相談、苦情等に対して懇切丁寧に接すること。
- (2) 指定管理者は、職員の研修を実施し、資質の向上に努め利用者へのサービス向上を図ること。

11. 利用者の安全管理に関すること

- (1) 指定管理者は施設に破損を生じた場合の応急処置を速やかに行い、安全管理に努めること。
ただし、大規模な修繕を要する場合は、市と協議するものとする。
- (2) 指定管理者は、施設内の定期的な巡回警備を行い、事故、災害の未然防止に努めること。

12. 備品の帰属等

- (1) 指定管理者が指定期間中に**管理経費**により購入した備品については、市に帰属すること。
- (2) 指定期間の管理が終了したときは、指定管理者が所有する駐車場に持ち込んだ物品等を、自己の負担において直ちに撤去するものとする。

13. 事業報告書の提出

- (1) **地方自治法第244条の2第7項の規定により指定管理者は、一事業年度が終了するごとに、当該年度の事業の内容を報告する書類を毎年度終了後、翌年度5月末までに提出すること。**
- (2) 報告内容は、管理業務の実施状況、利用状況、自主事業の実施状況、**利用料金収入の実績、管理・事業に要した経費等の収支状況の事項とする。**

14. 引継ぎ等準備業務

指定管理者となるものは、指定期間前に運営開始に必要な業務の準備作業を行うこと。これに要する費用は指定管理者となるものの負担とする。

15. その他、全般に関すること

- (1) 利用者からの施設に関する意見及び要望等があった場合は、必要に応じて改善すること。その際には、予め市に協議すること。

(2) その他、詳細についてはその都度、市と協議して定める。